

会社法上も親会社、子会社の 定義は実質支配力基準に

制度調査部
横山 淳

会社法関連省令シリーズ - 2

【要約】

2005年11月29日、法務省は、2005年6月に成立した会社法に関する一連の法務省令案を公表した。

その中に、会社法の下での親会社・子会社の定義も含まれている。

会社法施行規則案では、財務諸表規則に倣って、実質支配力基準を適用することとしている。

・会社法関連省令案の公表

2005年11月29日、法務省は、2005年6月に成立した会社法に関する一連の法務省令案を公表した¹。具体的な省令（案）を列挙すると次のようになる。

会社法施行規則

株主総会等に関する法務省令

株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令

株式会社の監査に関する法務省令

株式会社の計算に関する法務省令

株式会社の特別清算に関する法務省令

持分会社に関する法務省令

組織再編行為に関する法務省令

電子公告に関する法務省令

本稿では、「 会社法施行規則（案）」の定める親会社・子会社の定義を紹介する。

・会社法での「親会社」「子会社」の定義

現行商法での「親会社」「子会社」は、「総株主の議決権の過半数」（有限会社の場合は「総社員の議決権の過半数」）保有が基準とされている（商法211ノ2）。

¹ 法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI64/pub_minji64.html）に掲載されている。



それに対して「会社法」では、「親会社」「子会社」を次のように定義している（会社法 2 三、四）。

子会社: 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

親会社: 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

基本となるのは、現行商法と同じ「総株主の議決権の過半数」保有という基準ではある。しかし、会社法では、それに加えて、下線部で示した「経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」についても「親会社」「子会社」に含めることとしている。

つまり、会社法の下では、現行商法よりも「親会社」「子会社」の範囲が拡大されることになる。これは次のような点に影響を及ぼす可能性がある²。

社外取締役の要件（会社法 2 十五、現行商法 188 七ノ二）

子会社による親会社株式の取得禁止（会社法 135、現行商法 211 ノ 2）

監査役の子会社調査権（会社法 381 、現行商法 274 ノ 3、現行商法特例法 19 の 3）

監査委員による子会社調査権（会社法 405 、現行商法特例法 21 の 10 ）

会計監査人の子会社調査権（会社法 396 、現行商法特例法 7 ）

社外監査役の要件（会社法 2 十六、現行商法特例法 18 ）

そのため、会社法が公布されて以来、企業の実務担当者を中心に、法務省令によってどのような範囲にまで拡大されるのか、が注文を集めていた。

・「法務省令で定めるもの」とは？ ～実質支配力基準に～

今回、公表された「会社法施行規則（案）」では、「子会社」に含まれる「経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」を次のように定めている（会社法施行規則案 3 ）。

会社が他の会社等（会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これに準ずる事業体をいう）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社をいう。

（ ）下線は筆者による

まず、括弧の箇所において、国内会社のみならず、外国会社、組合なども「子会社」の範囲に含まれることが明記されている。

これは、会社法の骨格を定めた法制審議会の「会社法制の現代化に関する要綱案」が、「子会社」に関する規定について、次のような観点で見直しを行うとしていたのを受けたものである。

² 堀内勇世「会社法上の親子会社の定義 Q & A」（2005 年 8 月 19 日付 DIR 制度調査部情報）参照。

会社法中の「子会社」……中略……には、株式会社、有限会社のみならず、親会社から一定の支配権が及ぶとみられる外国会社を含む法人等を含めるものとする。

次に、「財務及び事業の方針の決定を支配している」とは、どのような場合を指しているのか、が問題となる。

この点について、会社法施行規則（案）では、「財務及び事業の方針の決定を支配している」に該当するケースを、具体的に次のように列挙している（会社法施行規則案 3 ）。

議決権の 50% 超を自己（子会社等を含む、以下同じ）の計算で所有 1

議決権の 40% 以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホのいずれかに該当する。

- イ 自己所有等議決権数割合 2 が 50% 超
- ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人 3
- ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
- ニ 負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む） 4 の割合が 50% 超
- ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在

自己所有等議決権割合が 50% 超（自己の計算分がゼロの場合を含む）

- 1 民事再生法による再生手続開始の決定を受けた会社などで有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く
- 2 自己所有等議決権割合とは、自己の計算による所有分、緊密な関係者の所有分、同一内容の議決権行使に同意している者の所有分の合計をいう。
- 3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む
- 4 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。
- 5 なお、資産流動化法の特別目的会社については、特例が設けられている（会社法施行規則案 4）。

細かい表現などに違いはあるものの、これは、基本的に現行の財務諸表等規則（第 8 条第 4 項）とほぼ同一の内容となっている。

つまり、会社法施行規則が原案通りに制定されれば、会社法上も、現行の証券取引法や会計基準と同様に、実質支配力基準によって「親会社」「子会社」の判断を行うということである。